

居宅介護支援事業所クベレ運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社エス・ワイ・シーが開設する、居宅介護支援事業所クベレ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等が居宅において日常生活を営むために必要な保険医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連携調整その他の便宜の提供を行う。

二 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 居宅介護支援事業所クベレ
- 二 所在地 長崎県雲仙市千々石町戊182番地4

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者： 主任介護支援専門員1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日とする。ただし12月31日から1月2日までを除く。
- (2) 営業時間は、平日 午前8時30分～午後17時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間営業が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

一 利用者の相談を受ける場所

事業所内及び利用者宅その他必要とみとめられる場所において行うものとする。

二 サービス担当者会議の開催場所

事業所内その他必要と認められる場所において開催する。

三 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上必要に応じて訪問するものとする。

四 少なくとも月1回は、利用者の居宅を訪問し、モニタリングの結果を記録する。

2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法廷代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

3 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費とする。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、雲仙市・諫早市・島原市・南島原市の区域とする。

(苦情処理)

第8条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 当事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等々に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、居宅介護支援の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待を防止するための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するために対する定期的な研修の実施
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) その他虐待防止の為に必要な措置
- (6) 前5号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置。

2. 事業所はサービス提供中に当該事業所又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、事業所において感染症が発生、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為に対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止の為に指針を整備する。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止の為に従業員に対する定期的な訓練及び研修の実施

(事業継続計画の策定等)

第13条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「事業継続計画」という）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は従業員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3. 事業所は定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社エス・ワイ・シーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この運営規程は令和7年3月1日から施行する。